

○篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

平成30年12月17日

要綱第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を図るため、ブロック塀等の撤去を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、篠栗町補助金等交付規則(昭和57年規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造及びれんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の塀をいう。
- (2) 道路 篠栗町耐震改修促進計画に定める避難路をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助対象者」という。)は、撤去を行うブロック塀等の所有者又は管理者(国、地方公共団体又は都市再生機構等の公的事業主体を除く。)であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 同一敷地において、この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- (2) 本町の町税を滞納していないこと。
- (3) 篠栗町暴力団排除条例(平成22年条例第2号)第2条に規定する暴力団員でない者又は同条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、

町内にある次の各号のいずれかの要件を満たす道路に面する高さが1メートル以上のブロック塀等の全て又は一部を撤去するものとする。ただし、他の制度による補助金の交付を受けるものを除く。

(1) ブロック塀等の診断カルテ（様式第1号）で総合評点が40点未満のもの

(2) その他町長が災害時に安全上支障があると認めるもの

2 補助対象工事のうちブロック塀等の一部を撤去する工事にあつては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 事業完了後にブロック塀等の診断カルテで総合評点が70点以上となるもの

(2) 事業完了後に高さが1.2メートル以下となるもの

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路内に存しないもの

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、1敷地当たり補助対象工事に要する経費（以下「対象経費」という。）の2分の1（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は12万円のいずれか低い額とする。

2 対象経費は、1メートル当たり8万円に補助対象となるブロック塀等の総延長（メートル）を乗じた額を限度とする。

（事前協議）

第6条 補助対象者は、次条に規定する交付申請を行う前に、篠栗町ブロック塀等撤去事業事前協議書（様式第2号）を都市計画担当課に提出し、事前協議を行うものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象者は、補助対象工事に着手する前に、篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第3号）に誓約書（様式第4号）その他の関係書類を添えて町長に補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）をし

なければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、交付申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めた場合は補助金の交付を決定し、篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書(様式第5号)により、交付申請をした者(以下「申請者」という。)にその旨を通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めた場合は、篠栗町ブロック塀等撤去費補助金不交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定による交付決定の通知(以下「交付決定通知」という。)において、必要があると認めるときは補助金の交付について条件を付すことができるものとする。

4 申請者は、交付決定通知を受けた後に、補助対象工事に着手しなければならないものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、交付決定通知を受けた後に、事情により事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届(中止・廃止)(様式第7号)により町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があった場合は、町長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(交付申請の内容の変更)

第10条 申請者は、交付決定通知を受けた後に、事情により交付申請の内容を変更するときは、速やかに篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書(様式第8号)に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 前2条の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、交付決定額の変更を伴わない軽微な変更が生

じる場合にあつては、速やかに篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付申請内容変更届（軽微な変更）（様式第9号）を町長に届け出なければならないものとする。

（実績報告）

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の2月末日のいずれか早い日までに、篠栗町ブロック塀等撤去費補助金完了実績報告書（様式第10号）に係る書類を添えて町長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、篠栗町ブロック塀等撤去費補助金額確定通知書（様式第11号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた申請者は、篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付請求書（様式第12号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第14条 町長は、前条の規定による請求書の提出があつたときは、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第12条に規定する補助金の額の確定通知を行った後においても適用があるものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により申請者に対し通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第14号）により期限を定めてその返還を命じることができるものとする。

2 前項の規定による返還の命令があったときは、申請者は、速やかに補助金を返納しなければならないものとする。

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第17条 申請者は、交付申請において、対象経費に係る消費税仕入控除税額等（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、交付申請時に消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

2 申請者は、第11条の規定により実績報告書を提出するに当たって、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを対象経費の額から減額して報告するものとする。

3 申請者は、第11条の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第15号）

に關係書類を添えて速やかに町長に報告するとともに、これを町に返還しなければならぬものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に關し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日要綱第6号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月15日要綱第4号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

ブロック塀等の診断カルテ

申請者	氏名	
	住所	
	電話番号	
塀の概要	所在地	
	種別 (どちらかにチェック)	<input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 組積造(れんが造、石造、コンクリートブロック造、その他)
	延長・高さ (撤去範囲)	延長 m・高さ m
	撤去方法 (どちらかにチェック)	<input type="checkbox"/> 全部撤去 <input type="checkbox"/> 一部撤去→ <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条に規定する道路内にある <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条に規定する道路内にない
	設置場所 (どちらかにチェック)	<input type="checkbox"/> 道路に面している(前面道路幅員 m) <input type="checkbox"/> 道路に面していない

整理番号	
調査年月日	年 月 日
市町村名	
所属名	
調査者氏名	

A 基本性能の診断〔基本性能値〕

診断項目	基準点	評価点
建築後の年数	10年未満	10 ①
	10年以上、20年未満	8
	20年以上	5
高さの増積み	なし	10 ②
	あり	0
使用状況	塀単独	10 ③
	土留め・外壁等を兼ねる	0
塀の位置	塀の下に擁壁なし	10 ④
	塀の下に擁壁あり	5
塀の高さ	1.2m以下	15 ⑤
	1.2mを超え、2.2m以下	10
	2.2mを超える	0
塀の厚さ	15cm以上	10 ⑥
	12cm	8
	10cm	5
透かしブロック	なし	10 ⑦
	あり	5
鉄筋	あり	10 ⑧
	なし	0
	確認不能	0
控え壁・控え柱	あり	10 ⑨
	なし	5
笠木	あり	10 ⑩
	なし	5
基本性能値(①～⑩までの評価点の合計)		A

B 壁体の外観診断〔外観係数〕

診断項目	基準係数	評価係数
全体の傾き	なし	1.0 ⑪
	あり	0.7
ひび割れ	なし	1.0 ⑫
	あり	0.7
損傷	なし	1.0 ⑬
	あり	0.7
著しい汚れ (風化・劣化)	なし	1.0 ⑭
	あり	0.7
外観係数(⑪～⑭の最小値)		B

C 壁体の耐力診断〔耐力係数〕

診断項目	基準係数	耐力係数
ぐらつき	動かない	1.0 C
	わずかに動く	0.8
	大きく動く	0.5

D 保全状況の診断〔保全係数〕

診断項目	基準係数	保全係数
補強・転倒防止対策等の有無	あり	1.5 D
	なし	1.0

総合評価(Q)の算定

基本性能値A	×	外観係数B	×	耐力係数C	×	保全係数D	=	総合評価点Q

総合評価点	判定	調査者所見
<input type="checkbox"/> Q ≥ 70	安全と思われる。	
<input type="checkbox"/> 55 ≤ Q < 70	一応安全と思われる。	
<input type="checkbox"/> 40 ≤ Q < 55	注意を要する。	
<input type="checkbox"/> Q < 40	危険である。	

様式第2号（第6条関係）

篠栗町ブロック塀等撤去事業事前協議書

年 月 日

篠栗町長 様
〒
住所
申請者 氏名
電話

篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第6条の規定により協議します。

1 ブロック塀等の概要	所在地	
	種別	<input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造等）
	高さ	m
	設置場所	<input type="checkbox"/> 道路に面している <input type="checkbox"/> 道路に面していない
	前面道路の幅員	m
2 撤去工事の概要	<input type="checkbox"/> 撤去（全部）	撤去長さ m
	<input type="checkbox"/> 撤去（一部）	撤去長さ m
		撤去後の高さ m
		撤去後の診断カルテの改善計画 点
	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条に規定する道路内にある <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条に規定する道路内にない	
3 撤去施工者	住所	
	名称	電話
4 交付申請額	補助対象工事に要する経費	円（税込） （うち消費税相当額 円）
	補助金の額	円
5 事業の期間（予定）		年 月 日 から 年 月 日まで
6 他の補助制度の利用		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
7 仕入れに係る消費税額の控除対象事業者		<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない

※には、該当するものにチェックマーク（レ点）を記入してください。

様式第3号（第7条関係）

篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付申請書

年 月 日

篠栗町長 様
〒
住所
申請者 氏名
電話

篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 ブロック塀等の概要	所在地	
	種別	<input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造等）
	高さ	m
	設置場所	<input type="checkbox"/> 道路に面している <input type="checkbox"/> 道路に面していない
	前面道路の幅員	m
2 撤去工事の概要	<input type="checkbox"/> 撤去（全部）	撤去長さ m
	<input type="checkbox"/> 撤去（一部）	撤去長さ m
		撤去後の高さ m
		撤去後の診断カルテの改善計画 点
	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条に規定する道路内にある <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条に規定する道路内にない	
3 撤去施工者	住所	
	名称	電話
4 交付申請額	補助対象工事に要する経費	円（税込） （うち消費税相当額 円）
	補助金の額	円
5 事業の期間（予定）	年 月 日 から 年 月 日まで	
6 他の補助制度の利用	<input type="checkbox"/> あり	
	<input type="checkbox"/> なし	
7 仕入れに係る消費税額の控除対象事業者	<input type="checkbox"/> 該当する	
	<input type="checkbox"/> 該当しない	

※□には、該当するものにチェックマーク（レ点）を記入してください。

関係書類

- ①位置図
- ②工事の概要が分かる図面（撤去長さ、撤去高さ、撤去方法（全部・一部）及び撤去範囲）
- ③撤去後の診断カルテの改善計画（総合評点が70点以上であるもの）※一部撤去のみ
- ④工事前の全景写真
- ⑤工事見積書の写し（金額の内訳及び補助対象内外が分かるものを含む。）
- ⑥誓約書
- ⑦その他町長が必要と認めるもの

様式第4号（第7条関係）

誓 約 書

篠栗町ブロック塀等撤去費補助金の交付申請に当たり、私は、次に掲げる事項について誓約します。

また、篠栗町が誓約した事項を確認するために、私の個人情報を関係機関に照会等することに同意します。

- 1 本事業の実施に当たっては、篠栗町補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）及び篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- 2 篠栗町暴力団排除条例（平成22年条例第2号）第2条に規定する暴力団員でない者又は同条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- 3 事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令を遵守すること。
- 4 事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、高さを1.2m以下とすること。
- 5 事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、建築基準法第42条に規定する道路内に行わないこと。

年 月 日

篠栗町長 様

住 所

氏 名

様式第5号（第8条関係）

篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

篠栗町長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金について、次のとおり交付することとしたので、篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

1 交付決定番号	
2 交付決定額	円
3 補助対象工事	<input type="checkbox"/> 全部撤去 <input type="checkbox"/> 一部撤去

交付条件

- ①本事業の実施に当たっては、篠栗町補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）及び篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- ②補助事業が事業実施年度の2月末日までに完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- ③事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令を遵守すること。
- ④事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、高さを1.2m以下とすること。
- ⑤事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、建築基準法第42条に規定する道路内に行わないこと。

様式第 6 号（第 8 条関係）

篠栗町ブロック塀等撤去費補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

篠栗町長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金について、次のとおり交付しないこととしたので、篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

不交付決定の理由	
----------	--

様式第7号（第9条関係）

篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届（中止・廃止）

年 月 日

篠栗町長 様

〒
住所

申請者 氏名

電話

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた事業の
交付申請を次の理由により取り下げたいので、篠栗町ブロック塀等撤去費補助金
交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 補助金の名称	年度篠栗町ブロック塀等撤去費補助金
2 交付決定額	円
3 取下げ理由	

様式第8号（第10条関係）

篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書

年 月 日

篠栗町長 様

〒
住所

申請者 氏名

電話

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた事業の内容を次の理由により変更したいので、篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助金の名称	年度篠栗町ブロック塀等撤去費補助金
2 変更理由	
3 変更内容	

関係書類

- ①変更内容が分かる資料
- ②その他町長が必要と認めるもの

様式第9号（第10条関係）

篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付申請内容変更届（軽微な変更）

年 月 日

篠栗町長 様

〒
住所

申請者 氏名

電話

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた事業の内容を次の理由により変更したいので、篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 補助金の名称	年度篠栗町ブロック塀等撤去費補助金
2 変更理由	
3 変更内容 (軽微な変更に限る。)	

関係書類

- ①変更内容が分かる資料
- ②その他町長が必要と認めるもの

様式第10号（第11条関係）

篠栗町ブロック塀等撤去費補助金完了実績報告書

年 月 日

篠栗町長 様

〒
住所

申請者 氏名

電話

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた事業が完了したので、篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金の名称	年度篠栗町ブロック塀等撤去費補助金
2 事業完了年月日	年 月 日
3 内容の変更	<input type="checkbox"/> あり ・ <input type="checkbox"/> なし (変更内容：)

関係書類

- ①工事請負契約書（金額の内訳及び補助対象内外が分かるものを含む。）及び領収書の写し
- ②工事前後の全景写真
- ③撤去後の診断カルテの結果（総合評点が70点以上であるもの）※一部撤去のみ
- ④その他町長が必要と認めるもの

様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)

篠栗町ブロック塀等撤去費補助金額確定通知書

年 月 日

様

篠栗町長



年 月 日付けで補助金完了実績報告書の提出のあった補助金について、次のとおり補助金額を確定したので、篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により通知します。

1 交付決定番号	
2 確定金額	円
3 補助対象工事	<input type="checkbox"/> 全部撤去 <input type="checkbox"/> 一部撤去

様式第12号（第13条関係）

篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付請求書

年 月 日

篠栗町長 様

〒
住所

申請者 氏名

電話

篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。なお、補助金は、下記の口座に振り込んでください。

記

1 請求金額

請求 金額				十	万	千	百	十	一

円

2 振込先

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	金融機関名 銀行・金庫 農協・漁協
		支店名 本店・支所 支店・出張所
	口座の種別	普通 ・ 当座 （該当を○で囲む。）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座の名義人	

様式第13号（第15条関係）

篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

篠栗町長



年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を行った事業について、篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり補助金の交付決定を取り消したので通知します。

1 交付決定番号	
2 交付決定額	円
3 取消金額	円
4 取消理由	

様式第14号（第16条関係）

篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書兼返還命令書

年 月 日

様

篠栗町長



年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を行った事業について、篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第15条及び第16条の規定により、次のとおり補助金の交付決定の取消しを通知するとともに、補助金の返還を命ずる。

1 交付決定番号	
2 返還金額（取消金額）	円
3 返還期限	年 月 日
4 取消理由	

様式第15号（第17条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

篠栗町長 様

〒

住所

申請者 氏名

電話

年 月 日付け 第 号で補助金額確定通知があった補助金について、篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第17条第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金額（補助金額確定額）
円（A）
- 2 補助金額確定時における消費税仕入控除税額等
円（B）
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額等
円（C）
- 4 補助金返還相当額（C - B）
円
- 5 関係書類
①上記金額の根拠が分かる資料
②その他町長が必要と認めるもの

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第8条関係)

様式第7号 (第9条関係)

様式第8号 (第10条関係)

様式第9号 (第10条関係)

様式第10号 (第11条関係)

様式第11号 (第12条関係)

様式第12号 (第13条関係)

様式第13号 (第15条関係)

様式第14号 (第16条関係)

様式第15号 (第17条関係)